

流山市グリーンチェーンについて

共通の指標に基づいて緑化を実施することによって、街中に緑の連鎖（グリーンチェーン）が生まれるという発想から、街の緑が周辺の森の緑とつながりあい、個人的な枠組みを超えて取組みを連鎖させることで、街全体の価値を高め、その影響が社会的な利益にまで及ぶことを目指している制度。一定の緑化指標を基に、その指標を満たす建物等に対し、「グリーンチェーン認定」を行い、認定を取得したによるメリットを与えることで緑化を誘導していくものである。

つくばエクスプレス開業で市内の各駅周辺を中心に宅地開発が相次いでいることを機に、それを緑の回復、育成につなげようとしたのが発端であり、認定制度を作ることで、事業者が緑の豊富な物件を作るように働きかけた。

◎ グリーンチェーンの7つの指標

- ・指標1 接道部に高木を植えることにより道路表面に樹木による影をつくり、道路表面の温度が上がるのを抑制する。
- ・指標2 敷地の境界を風が通るもの（生垣等）にすることで敷地内の風通しを良くする。
- ・指標3 道路と敷地の境界に生垣状の植栽をつくり、道路からの放射熱が敷地内に入るのを抑制する。
- ・指標4 敷地内の緑化により、敷地内の地表面の温度の上昇を抑制する。
- ・指標5 省エネ型の設備機器を設置することで、CO₂の排出を抑制すると共に機器からの廃熱も抑制し、ヒートアイランド現象の緩和を図る。
- ・指標6 住戸の断熱性能を高くし、外気から室内への熱の伝導を抑制する。
- ・指標7 住戸内のパブリックスペース（リビング等）において2方向以上に窓を設置し、住戸内の風通しを良くする。

(1) グリーンチェーン認定の対象と申請の分類

認定区分	用途について
戸建住宅	単独の戸建住宅
戸建街区	複数戸の戸建住宅（街区単位）
集合住宅	マンションやアパートなど
商業・業務	店舗や事務所、工場、倉庫など
その他の施設	<ul style="list-style-type: none"> ・病院や老人ホーム、その他これらに類するもの ・学校、幼稚園、保育所など ・屋外娯楽施設、屋外運動場、廃棄物等の処理場

(2) グリーンチェーン認定の義務期間

グリーンチェーン認定を受けた当該建物の所有者は、良好な状態を継続し、良好な環境維持に努める。グリーンチェーン認定を申請し取得した場合の維持管理の努力義務期間は10年とする。

(3) 認定基準の概要

<基準のポイント>

- ① 接道部に、接道部緑陰（接道高木本数）で定める本数以上の高木を植栽すること。
- ② 接道部に、接道緑化（接道植栽帯距離）で定める長さ以上の植栽帯を設けること。
※植栽帯の平均高さは、レベル1は40cm以上、レベル2以上は1m以上とすること
- ③ 敷地内に一定以上の緑化面積（植栽地）を設けること。

認定基準の概要は以下のとおり

<接道緑化率>

敷地面積	戸建住宅 (単独)	戸建街区 (複数)	集合住宅	商業・業務	その他の施設		
				店舗や事務所、工場、倉庫など	病院や老人ホーム、その他これらに類するもの(福祉施設など)	学校 幼稚園 保育園	屋外娯楽施設 屋外運動施設 廃棄物処理場
150㎡未満	0.6	0.6	0.6				0.5
150㎡以上 500㎡未満	0.7	0.7	0.7	0.3	0.3	0.6	0.7
500㎡以上 1,000㎡未満				0.5	0.5	0.7	
1,000㎡以上 3,000㎡未満				0.6	0.6	0.8	
3,000㎡以上 10,000㎡未満	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8	0.8
10,000㎡以上 30,000㎡未満				0.8	0.8	0.8	
30,000㎡以上							0.8

(4) レベル別基準の設定

接道部の高木（本数）、接道緑化（植栽帯距離）、敷地内緑化（緑化面積）などの基準により、レベル1から3のレベル別に認定のランクを設定している。